

期間内の申告・納税を!

2月16日~3月15日は確定申告期間です

大和税務署 ☎(262)9411 / 市民税課 ☎(235)8594

令和2年分の所得税と復興特別所得税の確定申告書は、自身で作成し期間内に提出してください。確定申告関係用紙は国税庁ホームページからダウンロードできるほか、税務署で、2月初旬からは市民税課窓口でも配布します。新型コロナウイルス感染防止のため、市役所は予約制、大和税務署は入場整理券を配布します。

事前予約制 市役所で確定申告

次の①②の申告は、市役所でもできます。ことしは事前予約制です。

- ①収入が給与と公的年金のみの申告(源泉徴収票が必要)
- ②医療費・社会保険料・生命保険料・扶養・寄附金の控除に関する申告

期 2月16日(火)~3月15日(月)(土)(日)(祝除く、2月21日(日)・28日(日)は実施)

時 8時30分~9時50分 / 10時10分~11時30分 / 13時~14時20分 / 14時40分~16時

場 市役所401会議室

定 各時間帯先着35人(事前予約制)

他 会場へは予約時間内に、申告者本人のみ入場できます(介助などの付き添いが必要な場合を除く)。郵送での提出はできません

提出のみなら予約不要

完成した申告書に限り、予約なしで直接提出できます。

予約方法

期 2月1日(月)~3月12日(金)

申 申告日の前日(土)(日)(祝除く)16時15分までに、市ホームページまたは予約専用ダイヤルで

他 当日の予約はできません。予約の変更・キャンセル、予約以外のことは電話で市民税課へ

市ホームページ

確定申告相談事前予約ページから

時 24時間(初日は8時45分から)

事前予約
ページ



予約専用ダイヤル

☎(235)2555

時 8時45分~16時15分(土)(日)(祝除く)

※電話が集中してつながりにくい場合があります。

時 8時30分~16時(12時~13時除く)

場 市役所401会議室

他 2月20日(土)・3月6日(土)8時30分~12時は市民税課へ提出

入場整理券配布 大和税務署で確定申告

次の①~⑤の申告は、大和税務署で行ってください。ことしは入場整理券を配布します。

- ①給与・公的年金以外の収入に関する申告(事業・不動産・配当・一時・公的年金以外の雑(報酬・原稿料・講演料など)・譲渡所得など)
- ②住宅借入金等特別控除の申告(源泉徴収票に記載がある場合を除く)
- ③雑損控除の申告
- ④特定支出控除の申告
- ⑤令和元年分以前の申告

期 2月1日(月)~3月15日(月)(土)(日)(祝除く、ただし2月21日(日)・28日(日)は実施)

時 9時~17時(受け付け8時30分~16時)

他 最小限の人数で来場してください。駐車場に限りがあるため公共交通機関を利用してください。相続税の相談は受け付けません

入場整理券配布方法

入場整理券は、当日から大和税務署で配布するほか、日時指定の入場整理券を事前にLINEアプリで発行します。「国税庁LINE公式アカウント」を「友だち追加」してください。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。整理券の配布は早めに終了する場合があります。

「公的年金等に係る雑所得」の確定申告

「公的年金等に係る雑所得」の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

また、確定申告が不要な場合でも、公的年金等の源泉徴収票の控除内容に変更や追加(医療費控除など)がある場合には、市・県民税の申告が必要です。

市・県民税(個人住民税)の申告

令和3年度市・県民税(個人住民税)の申告書の提出期限は3月15日(月)です。申告がないと、国民健康保険料や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行ができなくなる場合があります。なお、次の①~④に該当する方は申告不要です。

- ① 所得税および復興特別所得税の確定申告をした方
- ② 令和2年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方

③ 令和2年中の収入が公的年金のみで、収入金額の合計額が400万円以下であり、公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)がない方

④ 市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

【申告方法】予約不要です。直接または郵送で提出してください。

日 場 2月15日(月)まで【8時30分~17時15分(第1・第3土曜は12時まで) / 市民税課 2月16日(火)~3月15日(月)【8時30分~16時(12時~13時除く) / 市役所401会議室

確定申告、市・県民税の申告に持参するもの

所得税および復興特別所得税の確定申告は①~⑫、市・県民税の申告は①~⑧を持参してください。なお、申告内容によりその他の資料が必要になる場合があります。

- ① 印鑑・筆記用具・計算用具(会場にはありません)
- ② マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)
- ③ 本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)
※マイナンバーカード持参の場合は不要
- ④ 源泉徴収票(原本)
- ⑤ 社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書)
- ⑥ 生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑦ 医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例制度)がある場合は、計算済みの医療費明細書(領収書不可)または医療費通知書。
- ⑧ 寄附金控除がある場合は、領収書または受領証明書。
- ⑨ 申告者本人の銀行口座番号
- ⑩ 前年分の確定申告をしている方は、確定申告書の控えまたは写しなど
- ⑪ 税務署からお知らせはがきが郵送された方は、そのはがきなど
- ⑫ e-Tax利用者は、利用者識別番号と暗証番号

税理士による無料申告相談

当日、入場整理券を配布します。
日 2月8日(月)・9日(火)・10日(水)
【午前の部】9時~12時
【午後の部】13時~15時30分
場 市役所401会議室

※小規模納税者(令和2年中の所得金額が300万円以下の方)の所得税および復興特別所得税、個人消費借入金等特別控除を受ける方および相談内容が複雑な方などを除く
他 先着順です。整理券の配布は早めに終了する場合があります

「e-Tax」のご利用を

申告会場に向くことなく、インターネットで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、申告ができます。ぜひご利用ください。